

水質汚濁	土砂による水の濁り	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	地形改変	重要な種及び注目すべき生息地
水質汚濁の供用	切土工等及び工作物の建設	地形改変後の土地及び工作物の存在	地形改変後の土地及び工作物の存在	地形改変	地形改変
<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況、湖沼にあつては化学的酸素要求量の状況</p> <p>2 流れの状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>別表第二十八中土砂による水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二十八中重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二十八中重要な種及び注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二十八中重要な種及び注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>

及び群落	後の土地及び工作物の存在	地形改変後の土地及び工作物の存在	主要な眺望	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の場	建設工事に伴う副産物の建設	備考
<p>別表第二十八中重要な種及び注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二十八中重要な種及び注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二十八中重要な種及び注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二十八中主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二十八中主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第二十八中建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。</p>	<p>別表第一の備考第三号から第九号までの規定は、この表において準用する。</p>

備考	の触れ合 いの活動	別表第二十八中建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ
	建設工事に伴う副産物の建設	
備考	土石の採取等の事業活動	

別表第一の備考第三号から第八号までの規定は、この表において準用する。

別表第五十四 港湾計画に係る参考手法		参考項目	参考手法
環境要素の区分	環境影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
硫黄酸化物	主要な水域施設又は係留施設の供用	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 二酸化硫黄の濃度の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
空素酸化	主要な水域施設又は係留施設の供用、主要な旅客施設	<p>一 調査すべき情報</p> <p>1 二酸化空素の濃度の状況</p> <p>2 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、空素酸化物の拡散の特性を踏</p>

<p>粉じん等</p> <p>主要な水域施設又は係留施設の供用、主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用及び主要な臨港交通施設の供用</p>	<p>、荷さばき施設又は保管施設の供用及び主要な臨港交通施設の供用</p>
<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>定める方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>1 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する測定の方法</p> <p>2 気象の状況 気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法</p> <p>三 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る</p>	<p>まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>騒音</p> <p>主要な臨港交通施設の供用</p>	<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
<p>一 調査すべき情報 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>一 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p>
<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八〇パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地点 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>二 予測地点 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>水の汚れ</p>	<p>主要な水域施設の存在、主要な外郭施設の存在及び埋立地の存在</p>	
<p>五 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 1 化学的酸素要求量の状況 2 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査対象時期等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>
<p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>三 予測の基本的な手法 化学的酸素要求量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な地形及び地質 主要な水域施設の存在、主要な外郭施設の存在、埋立地の存在及び主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 1 地形及び地質の概況 2 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る港湾環境影響</p>	<p>富栄養化 主要な水域施設の存在、主要な外郭施設の存在及び埋立地の存在 一 調査すべき情報 1 全窒素及び全磷の状況 2 流れの状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素及び全磷の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。)の収集(資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。)並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 水域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 水域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 五 調査期間等 水域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>一 予測の基本的な手法 全窒素及び全磷の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 水域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る港湾環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 水域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>郭施設の存在、埋立地の存在及び主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の存在</p>	<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>主要な水域施設の存在、埋立地の存在及び主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の存在</p>
<p>一 調査すべき情報 1 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 港湾計画開発等区域及びその周辺の区域、調査地点 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 主要な眺望点の状況 2 景観資源の状況 3 主要な眺望景観の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集（資料により十分に情報を収集できる場合にあつては、現地調査による情報の収集を除く。）並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 四 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合い</p>	<p>主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての視覚的な表現方法 二 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>備考 別表第一の備考第三号から第八号まで及び別表第二十八の備考第二号の規定は、この表において準用する。</p>	<p>切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 の活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る港湾環境影響を的確に把握できる時期</p>
--	---

附則

- 1 この告示は、平成十九年二月二十八日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 事業者がこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例第六条第一項の規定に基づく方法書の送付を行っている対象事業については、条例第五条第一項の規定に基づく方法書の作成に関して、この告示による改正後の広島県環境影響評価技術指針（以下「改正告示」という。）は適用せず、なお従前の例による。
- 3 事業者がこの告示の施行日前に条例第十四条の規定に基づく準備書の送付を行っている対象事業については、改正告示は適用せず、なお従前の例による。
- 4 事業者は、施行日前においても、改正告示の例により、方法書の作成等を行うことができる。この場合において、環境影響評価項目を選定する際に、従前の例による当該対象事業に係る標準項目を選定しなかった場合には、その理由を明らかにするものとする。
- 5 前項の規定により方法書の作成等が行われた場合は、施行日において、改正告示の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。